介護保険法と高齢者雇用安定法の改正について

山本大介
Daisuke YAMAMOTO
北里大学薬学部社会薬学部門助教

少子超高齢・人口減少社会の中で，地域共生社会の実現を図るために，介護保険法等が改正された．また，経済社会の活力を維持するために，働く意欲のある高年齢者がその能力を十分に発揮できる環境の整備を図ることを目的として，高齢者雇用安定法が改正された（いずれも令和 3 年 4 月 1 日施行）．

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 2 年 6 月 12 日号外法律第 52 号），雇用保険法等の一部を改正する法律（令和 2 年 3 月 31 日号外法律第 14 号）

1. 法制定の経緯

高齢化率の上昇に伴い，介護が必要な高齢者の増加や，高齢者を支える家族の状況の変化等を踏まえ，高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして，2000（平成 12）年に介護保険制度が創設された．

高年齢者の雇用対策については，高度経済成長期の労働力不足の解消を目的とした特別措置法を起源としており，近年の少子超高齢・人口減少社会の中で，経済社会の活力を維持するために，高年齢者が活躍できる環境の整備を目指している．

2. 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の改正概要

国及び地方公共団体の責務として，地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら，参加し，共生する地域社会の実現に資するよう努める義務（介護保険法第 5 条），認知症である者が地域社会において尊厳を保持しつつ，他の人々と共生することができるように努める義務などが追記された（同第 5 条の 2）．また，市町村や都道府県が定める介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施・支援に関する計画に，介護人材の確保と資質の向上や，その業務の効率化と質の向上に関する事項などが追記された（同第 117 条，第 118 条）．市町村が地域支援事業を行う際には，介護保険等関連情報等（同第 118 条の 2）を活用し，適切かつ有効に実施するよう努める義務などが追記された（同第 115 条の 45）．

3. 高年齢者雇用安定法（昭和 46 年法律第 68 号）の改正概要

これまでも事業主が定年を定める場合は，一部の例外を除き，60 歳未満としてはならず（高年齢者雇用安定法第 8 条），定年を 65 歳未満に定めている事業主は，次のいずれかの雇用確保措置を講じなければならない（同第 9 条）とされていた．

①65 歳までの定年引き上げ

②65 歳までの継続雇用制度の導入

（特殊関係事業主による雇用を含む．）

③定年制の廃止

今回の法改正では，定年を 65 歳以上 70 歳未満に定めている事業主又は 65 歳までの継続雇用制度を導入している事業主に対して，次のいずれかの就業確保措置を講じるよう努力義務を課した（同第 10 条の 2）．

①70 歳までの定年引き上げ
②70 歳までの継続雇用制度の導入
（特殊関係事業主，他の事業主による雇用を含む.）
③定年制の廃止
④過半数労働組合又は過半数代表者の同意を得て，次の創業支援等措置を講じる
・高年齢者が希望するときは 70 歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
・高年齢者が希望するときは 70 歳まで継続的に（事業主が実施する又は事業主が委託や資金提供等を行う団体が実施する）社会貢献事業に従事できる制度の導入

キーワード　介護保険法，高年齢者雇用安定法

Copyright © 2021 The Pharmaceutical Society of Japan

※本資料は、環境・衛生部会内に設置された関連法規情報委員会（委員長; 三隅将吾 熊本大学教授）が衛生薬学関連法規の改正等に関する情報を提供するものである.